

平成30年4月から

# 国民健康保険制度が変わります！

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

問い合わせ／吉備庁舎住民課

## 都道府県と市町村の主な役割

|                    | 都道府県                         | 市町村                                   |
|--------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 財政運営               | 財政運営の責任主体                    | 国保事業費納付金を都道府県に納付                      |
| 資格管理               | 国保運営方針に基づき、事務の効率化・標準化・広域化を推進 | 資格を管理（被保険者証などの発行）                     |
| 保険料(税)の決定<br>賦課・徴収 | 市町村ごとの標準保険料(税)を算定・公表         | 標準保険料(税)を参考に保険料(税)を決定<br>保険料(税)の賦課・徴収 |
| 保険給付               | 保険給付費など<br>交付金の市町村への支払い      | 保険給付の決定、支給                            |

国民健康保険制度は国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「所得水準が低く、保険料(税)の負担が重い」「財政運営が不安定になるおそれがある小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題

を抱えていました。

都道府県も国民健康保険の保険者となることで、保険者機能が強化されます。

### 手続きの窓口は これまでと変わりません

国民健康保険に関する手続きなどはこれまでと変わらず、吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室で、国民健康保険税に関する手続きなどは吉備庁舎税務課で行えます。

### 制度の見直しによる効果

- 都道府県内での保険料(税)負担の公平な支え合い
- サービスの拡充／広域化により、平成30年度から同じ都道府県内であれば他の市町村に引越した場合でも、引越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度から

の制度の見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。



年々増える医療費。医療費が増えると、自己負担額や国保税の増加につながります。私たちの心がけで、その増加を止めることができます。

あなたの健康を支える「国民健康保険」

## 医療費状況（平成29年10月）

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 加入者数             | 8,329人          |
| 支払額              | 3億7,357万円       |
| 1人当たりの医療費        | 4万4,852円        |
|                  | (前年同月 4万6,734円) |
| 28年度1人当たりの医療費(月) | 4万2,554円        |
| 28年度1人当たりの医療費(年) | 51万649円         |